

道州制のあり方研究会第1回会合 議事録概要

- 日 時 平成25年3月23日(土) 10:00~12:00
- 場 所 関西広域連合本部事務局 大会議室
- 出席者 新川座長、山下副座長、村上委員 (欠席:北村委員)
[ゲスト] 中村正久 滋賀大学環境総合研究センター特任教授
- 議 事 (1) 検討の方向性およびスケジュールについて
(2) 具体的な政策分野(河川管理)を通じた論点について

■発言概要

○中塚事務局長

広域連合と道州制は制度的に全く異なるもので、関西広域連合が道州制に移行するものではないということは設立段階で申し合わせをしている。一方、昨年の政権交代により道州制を推進する政党が多数を占めたため、道州制の検討が進められることになった。

関西広域連合は、府県域を越える行政課題に対して地方自らが責任をもって対処していくため、国出先機関の権限等の移譲等を求めるということで設立したもので、関西広域連合としても道州制の議論にしっかり主張していかなければならないということでこの研究会を設置した。

この研究会では、道州制を推進または否定するものではなく、国主導により中央集権型の道州制にならないための論点整理等をお願いしたい。

◆議事1 「検討の方向性およびスケジュールについて」

○新川座長

道州制については、ある意味政治的な周辺状況があるが、当研究会では客観的・より具体的な観点からも多面的に検討していきたい。それでは議事1について、事務局から資料等の説明をお願いします。

○中谷課長 (資料1-1説明)

○新川座長

各委員からご質問ご意見があればお願いします。

○各委員 (特に意見なし)

○新川座長

様々な道州制の議論がされているが、今のところ具体的な道州制のイメージが固まっているわけではないので、研究会では、いくつか想定しうるパターンを明らかにし、それぞれについてメリットやデメリット・課題などを明らかにしていく。そういう作業を通じて、広域連合が今後いろいろな道州制の議論の中で、それについてどういう観点で対応していけば良いかという論点を出していく手がかりを、研究会として提供していく役割が期待されていると考えている。

それでは、全体の方向性としては、この方向性で進めたい。

◆議事2 「具体的な政策分野(河川管理)を通じた論点について」

次に、議事2について、事務局から資料等の説明をお願いします。

○中谷課長 (資料2等説明)

○新川座長

本日は滋賀大学の中村先生にお越しいただいている。中村先生はこれまで河川の流域ガバナンスに関するご研究をされており、これまでの研究成果などご意見を賜りたいと思います。

○中村ゲスト

河川については、「河川」という考え方と「河川流域」という考え方があり、今後議論を進めていく上での一つのポイントになる。また、関西広域連合ということで考えると、琵琶湖・淀川水系における議論の仕方もポイントとなる。

それから河川法あるいは河川整備計画という制度の中での議論を超えた、流域のガバナンスの問題を議論していかなければならない。どういう制度があり、機能しているのか機能していないのか、今後どういう形で流域をガバナンスしていくのかという形で捉えていくということになり、これまでの制度とは異なると思う。

非常に広範な議論になるので、2年前に滋賀県へ提言させていただいた「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて（提言）」を紹介させていただく。滋賀県知事への提言だが下流府県の先生方にも議論に加わっていただいた。また、3年前この議論をスタートした頃は、水循環基本法の素案の検討が並行して行われていた関係で、同じような観点で整理されているところも若干ある。

（提言の概要説明）※詳細略

「琵琶湖淀川のこれからの流域管理に向けて（提言）」 目次

1. 検討にあたって
2. 琵琶湖淀川流域の特徴
3. これまでの琵琶湖淀川流域の流域管理の取組
4. 琵琶湖・淀川流域を取り巻く自然・経済・社会の変化
5. 琵琶湖淀川流域の課題
6. 流域の目指すべき姿 ～生態系サービスの維持・向上による流域の社会成長～
7. めざすべき管理のあり方 －「つながり」を基本とした統合的な管理
8. 新たな流域管理のしくみのあり方 －流域ガバナンスの構築
9. 具体的な取組の提案

琵琶湖・淀川水系は、国内外の流域管理の事例を見ても特異的で、今申し上げたことが実現可能であり、実現できれば世界的に非常に大きなインパクトを与えることは確信している。ヨーロッパ、アメリカ型の合理的な取り組みで制度をつくっていただけではなく、歴史的な資産、文化の問題が重視されなければ成功しないので、そういうベースを持って取り組んでいく必要があると考えている。

○新川座長

今後、関西広域連合で議論していく上で、重要な論点を提示いただいた。事務局の資料および中村先生の研究成果等を踏まえ、皆様方の意見をお願いします。

○山下副座長

中村先生の話聞き、いくつか考えるところがあった。一つ目は、既存の行政活動の内容を変化させる、すなわち既存の河川管理を変化させる必要があるということ。つまり、環境・生態系といった観点等を適切に治水や利水といったところに盛り込んでいく必要がある。二つ目は、既存の河川管理というものを含みながら、より包括的な、政策レベルの高いものを考えていく必要があるということ。つまり、流域管理という言葉で示されているのは、既存の河川管理より空間的・事項的にも広がり、川の話だけでなく土地利用やまちづくり、歴史・文化も含む。水循環ということ言えば、川の水だけでなく治山、地下水といった広がりもある。この、より高いレベルの流域管理という政策を、一体誰が担うのが適切なのか、意思決定をどういう形でやっていくのが良いのかというのが、一番大きな問題なんだろうと思う。国も府県も、河川管理者として既存の「河川管理」を変えていく努力をしているのは周知のことだが、それでは足りず、より包括的な政策レベルというのを設定しなくてはならない、それは一体誰が担うのか、誰が政策決定をしていったら良いのかという話だ。そこで難しいのは、一つ目は既存の国・府県・市町村の縦割りが邪魔になり、横串をささなければいけないということ、あるいは行政だけの話ではなく、流域の住民や水に関わって活動しているNPOや市民グループなど、多様化している関わりのある人をどう参画させていくかという話がある。とくに土地利用やまちづくりと密接に関わってくるとなると、これまでむしろ住民に身近な基礎自治体の担う話だとしてきた経緯からすると、基礎自治体との関係というものが出てくる。それらを具体的な制度設計にどう落とし込んでいくかを考えていかなければいけない。

そう考えると二つ目に、流域という府県を越える区画を考えたときに、流域管理という政策を担えるも

のとして、道州という言葉を使うか府県連合という形を使うか、既存の府県の連携という形になるかはともかく、その想定はできるし、あるいはそういうものは必要だといえる。しかし、府県を越える広域的な単位を想定しても、そこが今の国や府県のように全部取るような担い方ではなく、ファシリテーターのような担い方ではないか。別の言い方をすると、関係する既存の行政主体の意見を反映させながら一つにまとめていく形をイメージすれば良いのではないか。つまり、事務とか権限とか自体が現状と少し違ってきて、管理するという権限自体も既存の公物管理や行政事務のように考える必要はないのではないか。

○新川座長

中村先生たちが流域ガバナンスという言い方をしているのは、山下先生が御指摘になったような、関係者がどういう形で集まって、河川というものを通じて、人と自然との関わりを良い状態に持っていくために工夫する仕組みとして、ガバナンスを考えることがポイントだという点は了解する。しかし一方で、具体的にどう構想するかが一番難しいということだと思う。

○山下副座長

ファシリテーターと申し上げたのは、府県を越える流域で、関係する行政機関・自治体・市民グループなど色々なものがどう連携していくか、どうまとめ上げていくか。まとめ上げていこうというのがガバナンスだと思うが、それは放っておいてできるものではなく、土俵を設定し司会進行するファシリテーターが必要だ。そのファシリテートする仕事・権限を担う単位・組織が無い。どういう府県を越える行政体を考えれば良いのかという風に考えるということだろう。今はそれがいきなり国にいつてしまうが、国は省庁縦割りで、国交省だと河川管理の枠を越えられず、ファシリテーター的な役割ができない。それは現行の府県でも難しい。

○新川座長

河川ガバナンスを働かせるときに、どうガバナングしていくかという議論、あるいはガバナンスを支えるメタガバナンス（高次のガバナンス）というものをどう考えていくかという議論だろうと思う。従来の国・府県・市町村という横割り、その中での縦割りの各行政、特に国の場合では行政権は大臣が分割統治する形になっている。こういう所をもう一度ガバナンスを働かせる仕組み、具体的には中村先生から琵琶湖・淀川という歴史的にも生態的にも物理的にも一体的な空間という非常に特殊な状況の中で改めて考えていかなければいけないという話があった。そういう所も含めて御議論いただければと思う。

少し戻すと、既存の行政が持っている権限、個々には合理的に河川管理を明確に切り分け進んできている。一級河川・二級河川と区分し、指定区間・指定外区間と区分し、また水位・環境とそれぞれ切り分けてそれぞれ対応してきた。その問題が一举に吹き出してきている。それをどうやってもう一度トータルに考え直していくのか、それを生態系サービスという中村先生の御議論で改めて見直していきましょうということが始まった。そのあたりも一つ重要なポイントかなと思った。

その中でこれを政策としてどういう風に統合していくのか、どう上手に進めていくのかという点で山下先生からもコメントをいただいた。

○中村ゲスト

山下先生とは淀川水系流域委員会で御一緒させていただいた。山下先生は現実の法制度、政策の枠組みからスタートする。私は、自然や社会の仕組みは歴史的な変遷をしてきて、今の法制度はせいぜい数十年、人工的な構造物は100年程度。200年戻ったらどうだろうかと考えると、我々がいま議論してこうしなければいけないというものが実際に存在していたり、今もDNAとして脈々と残っていたりするものが沢山ある。

具体的に例を挙げると、淀川水系流域委員会は非常に重要な議論をしたと思っている。様々な経緯があり、委員会や他の委員の意見と一致するかどうかは分からないが、私の意見としては、議論をしなければいけないと言い出したのは国土交通省。河川の担当者が、河川法には限界が沢山あり、新しい河川計画はそういう所を取り入れた議論をしなければいけないということがあった。ただ、議論が河川分野の専門家の、比較的技術的な治水のあり方、ダムや堤防に集中してしまった所が問題だったが、残りを見ていただくと、私が今報告したと非常に共通点がある議論をしている。河川法の限界を河川の専門家が十分理解していたという所をくみ取らなければいけない。

道州制なり広域連合なりの中で、整備局の問題も含めて、一定の権限・財源の移譲なりがあったとして、非常に大きな責任が伴ってくるし、河川以外でもそうだと思うが、連合に関わってくる基礎自治体は、そ

れなりの覚悟をし、コミットメントをしなければならない。大きな責任を持ってもらわなければならない。それも現世代への責任だけでなく、将来の世代に対してもそう。ファシリテートの仕方も、ファシリテートをする事自体が一定の責任を伴う議論にならなければいけないし、それに準じた制度の再整理が必要。それが少しずつ試行され始めている。例えば流域治水に取り組み始めている。治水と環境とを一体的に考えなければならない。また、ソフトとハードを上手く組み合わせなければいけない。

もう一つ、山下先生の御議論で非常に重要だと思うのは、これは一気に当りかからないので、プロセスをどういう風に作り上げるか。それには試行錯誤を伴いつつ調整していかなければならない。上手くいかなかった所は徐々に改善していかなければならない。改善したものを評価して、どれくらいガバナンスが向上したのかということ、広域の単位でも、地域単位、支川単位でも共有していく必要があるが、その仕組みが存在していない。若い世代もそうだし社会全体もそうだが、こういう議論を超えた繋がりが出てきているが、制度が追いつかない、あるいは我々の年代の為政者が十分配慮していないことにフラストレーションが出てきている。思い切って試行錯誤しつつ、ガバナンスが向上したということはどういうことなのか具体的にどう評価するか。財政も制度も組織体制もある、情報の共有もある。非常に重要なのは、どれくらいコミットメントし、責任を負うことができる仕組みになっているのか。ガバナンスの内容を細かく詰めていって、どのレベルでどれくらい、どういう形で上手くいっているのか、上手くいっていないのか。それを乗り越える手段としてどういう手法があるのかということをやっていないといけな。道州制とか広域連合とかということとは別に、最も重要視されなければならない問題で、たまたま河川に端的に現れている。こういう議論のされ方は他の分野でも出てくる。

○村上委員

フランスの流域管理組織は、長を直接選挙で選ぶということだった。今の御議論ではNPOも含めて地域住民の意見を汲み上げるといことだが、直接選挙であれば、例えば声の大きい下流の地域の意見が反映されてしまうことも考えられるが、流域住民の意思は反映されると言えるのではないかと。これについてどのような問題意識を持っておられるのか、利害調整が適切になされていないとの認識をお持ちなのか。

もう一つは神奈川県の水環境保全税導入時の議論を聞いたことがある。今回のご報告では飲み水の利用者という立場からの責任が強調されているが、環境問題では汚染者が責任を持つことになっている。ところが、上流で浄化がされていない場合に、神奈川県が費用を出して浄水施設を設けたことがある。汚染者負担の原則は適用されないのかと違和感を覚えた。どこかで汚染が生じて責任問題が生じた際に、その水を飲むのは下流の人口が多く経済力がある地域なので、飲み水責任として、そちらが責任を持ってやれば良いという議論が出てこないか。コストの問題になるとシビアな面が出てくる。NPOの方も入っていただいて、みんなで環境を良くしていこうという研究だと思いが、ガバナンスを考えたときに、強い権限が無い中で、どこに主導権があるかという懸念がある。

○中村ゲスト

フランスの場合はそういう面があるし、それ以外のヨーロッパやアメリカの一部もそうだが、基礎自治体が先にあり、連邦は後から出来ている。ドイツもそう。州の方が政策を立案し執行する能力を持っており、そこからはみ出したものを連邦がどうしていくかと。

フランスの場合、それぞれの自治体が一定の権限を持って仕組みを作るが、それだけではできないものをどういう風に機能させるかということに腐心をして制度を設計してきた。歴史的経緯が日本とはかなり違う。日本の場合、基礎自治体が一定の取組をしてきたものの、国が中央集権的に近代化を進めていく中で、一定の権限を国に集中させて、そこで調整することが国全体として効率が上がるという経緯があった。日本の場合に、新しい広域連合なり道州制なりになったとき、ガバナンスを強化していくことを号令一下でやるのか、一定の方針を出した上でそれぞれの所に任せ、それをファシリテートしていき、徐々に試行錯誤していくのが良いのか、あるいはその中間なのかというのは、広域連合が発展していく中で国のあり方の問題に近くなる、大きな課題と思う。

神奈川の場合だが、汚染者負担の原則や水環境保全税もそうだが、制度設計上の類型の話というよりも、生態系サービスに対してどう効率的に支払をしていくことができるのか、現在の税制の仕組みではできないことをどういう風に取り組むのかと。Payment for Ecosystem Servicesの一環として出てきたと考えた方が分かりやすい。この支払には非常にバラエティがある。一定の議論を経て、工夫をして、制度設計をして、社会的に合意されて制度になったという所が注目すべき所ではないかと思う。

両先生の仰るとおり、こういう考え方が良いが具体的にどうするかとなったときに気をつけたいといけないのは、メンタリティとして府県は国に依存してきた枠をはめて議論している。こういうことを府県が

出来るのかとか、府県同士で議論になったときに預けるところがあるのかという議論の仕方では展望が開けないと思う。現在の世代が責任を放棄しているということに繋がるので、相当果敢に望まなければならない。

○新川座長

フランスのケースでは、従来型の中央集権の仕組みの中で実現しようとしているので、どうしても水系の中での力関係もあり、有り体に言えば産業界の圧力も強く、必ずしも理想的には動かないという問題はある。

水源環境保全税の問題では、直接の受益者負担という考え方もあるが、それよりは自然生態系に対する責任という観点で考えた方がより合理的ではないかという話があった。一方で税を支払う側からすると、それがどういうサービスとして返ってきているのかと考えると悩ましいところがあると思う。それをどういう風に乗越えるのかという所で、中村先生が仰っていただいた、現世代だけではなく、生態系そのものへの責任、空間的な広がりや時間的な過去・現在・未来に対する責任、そののところにどう踏み込めるかという議論かもしれない。どう具体化するような道を作っていくか。NPOや色んな人が入っているガバナンスだからといってふにやふにやで動いているわけではなく、当然責任分担があるし、権限を発揮する仕組みは当然作れるので、そこは既存の行政の果たす役割は出てくると考えて良いと思う。逆にこれまでの組み立て方では多くの場面で機能不全を起こしているし、多くの人の期待に応えていないのではないかというのは、中村先生の御研究の中でも御議論になったのではないかと。

○中村ゲスト

具体的にどこを手がかりにして動いていくかということがある。参考資料③に水循環基本法の概要が書いてあるが、ここにもある程度関わった。これは2009年の概要だが、2010～2011年に、超党派の議員連盟で採まれ、内閣法制局がレビューし、各省庁に照会し、法制度の枠や法律の問題を反映し、水制度改革国民会議としてはかなり不満なものが上程直前まで行った。

それでも重要な点として、水循環基本計画を水系毎、循環単位毎に作りなさいというところが残った。水循環基本計画を立てるということは、個別の制度や計画や事業を、どういう風に基本計画の中で最も有効に組み立てていくのかということをも具体的な作業としてやらなければならない。計画を実施すると様々な問題が出てくる。政治的な問題も出てくるし、やれると思ったことができない、ガバナンスが向上しないといったことが出てくる。それを評価し、計画を改定し、もう一度作り直すという議論が非常に参考になる。

これに非常に近いものでほとんど注目されていないのが湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）。歴史的には、1970年代に湖沼流域管理の法律を作りたかったのだが、当時の建設省や通産省につぶされて、環境省が水質だけに特化するとして作られた法律。この法律の成果というのは十分研究されていない。指定湖沼を定めて実施するが、湖沼水質を改善するのは非常に難しく、数十年かかる。その上、水質を担当している部局が事業部局に対して、次の5年間でどれくらい改善できるのか交渉をする。法律的には調整しながらやっていくが、湖沼法は財源の手当がなく、それぞれの事業部局が次の5年間で一定の配慮をしながらやるし、湖沼法自体が水質汚濁防止法や下水法など色々なところと常に調整されているため、そこを動かすことによって、土地利用の問題や生態系の問題など、ガバナンスの問題に接近するように運用がなされつつある。これは水循環基本計画の時に非常に参考になる。時間がかかり、段階的に行うということ。ガバナンスを評価するとき、水質の評価では不十分。生態系や地域の取組を評価しないと行けない。どういう風にやっていくのかということが具体的にるので、試行錯誤を流域で連携しながら、かつ地域・NPO・NGOのレベルから、市町村のレベル・府県のレベル・流域連合のレベルのそれぞれで整合しないといけない。ここをシミュレートすることで展望が開ける可能性がある。

○新川座長

法的に力のある計画、基準に従いなさいという権限のある計画を作れるかどうかというのがポイント。

○山下副座長

基本計画というのが良い手がかりになるというのは同感だ。計画を作る枠組みこそが議論する土俵になる。制度論を論じるのであれば、基本計画というものを誰がどういう手続きで作るのかという話になるが、その場合に、県を超えるような単位とか、流域単位のアドホックなものとかがいるかもしれないが、その上で、難しいのは、本当にうまく計画が作成できるのかという点だろう。

また、計画を作る時に、政策にあわせて、その権限自体を見直しておく必要があるのではないかという点も考慮する必要がある。水循環の基本計画と今の河川法・河川管理が全く同じわけではないから、むしろ既存のものも変えるということを他方で行う必要もある。今のような1級河川や2級河川というような区別が合理的なのかなど別の政策のレベルから考え直すという必要があるし、財政的な負担という面においても、従来の河川管理と水循環というレベルでの管理というものがうまく整合するのかという点にも留意が必要だろう。水循環に限らず横串の刺し方は、まちづくりなど多様であり、その権限の主体を考えていく必要がある。基本計画を作る主体、それに関わっていく主体も既存のものではなく、作り直していく必要がある。それをどう作り直していくのかを考えていかねばならない。

○中村ゲスト

計画が実施されても状況が改善されない一端に、それを支えるガバナンスが十分でなく、また計画や法律ではカバーしきれていないところがある。計画と実施の責任・体制と、それを支える幅広い無形のコミットメントというものがなければうまくいかないし、継続していくことはできない。地域に根ざした価値観、文化、経験などが共有化される単位というものがある、それをどういうふうな制度が支援するのか、それが今までの国土形成の中で軽視されてきている。計画を実施する際に、それを補填する地域社会やNPOなどを仕組みの中でどう活かしていくのが大きなポイント。時間をかけつつプロセスを創り上げていくことが重要。

○山下副座長

基本計画の策定については、これまでのように上からの計画づくりでは駄目。計画を作るところのプロセスでガバナンスというものが試されるようになる。

○中村ゲスト

道州制、広域連合いずれにしても、現在ある仕組みをガラガラポンして新しいものということにはならないと思う。法律や事業などきっちりした枠だけではなく、もっと緩やかなインフォーマルポリシーツールを多様に利用していかないとうまくいかないので、それを前提にした制度作りや計画作りをしないといけない。現状をきっちりと解析した上で進める必要がある。

○新川座長

環境分野で、将来に理想的な状態をどう作り出していか、但し、現状を前提にした上でどう変えていくか、現状を変えていくことは難しいという行き詰まりにあったときに、部分的なイノベーションは継続し、それが有効であれば取り入れるという、トランジションマネジメントという観点もある。北村委員から意見書が提出されているので、事務局から説明をお願いします。

○中谷課長

別紙意見書の説明

○新川座長

狭い意味での河川管理をどういうふうな地域で捉え直していくのが大きなポイント。そのときに琵琶湖淀川水系という枠組みの中で具体的に河川・環境管理や政策を考えていくのか、そのガバナンスをどう考えていくのか、またもう一方では、地域に最も身近なコミュニティのレベルでの活動やそこでの様々なフォーマル・インフォーマルな活動や想いというのがこの全体のマクロな枠組みの中でどう位置づけられていくのか、そしてそれぞれが最適化していけるのかなど難しい課題を琵琶湖淀川水系、関西というフレームの中でどういうふうな考えていくことができるかというのが大きな論点。

そして、そのための具体的な道具だてとして、計画というところに一つは着目して議論していき、それからその中に生態系サービス、エコシステムそのものを考えていきたいと思いますという観点から議論をする、いわばそういう理念に基づいた基本的な計画、それに一定の法的なシンボリックな、文化的な意味を持ってもらって、それをその地域の中で実現していくというようなガバナンスを働かしていくというプロセスというものを作れないだろうか。

その担い手をどうするのかというときに、広域的な観点を持つ担い手と、よりマイクロな担い手が、そこで共通の目的に対する共有意識・相互理解のようなものを持てるかどうか大きな論点になりそうであ

る。

本日の河川の話を通じて、乗り越えていかねばならない論点が、単に国の権限を地方に移譲すればいいということだけではなく、それを地域の中でどう組み立てていくのかという実験的な努力もやっていく必要があるということを確認できた。

○山下副座長

国の権限を単に移譲すればいいという話ではないということは確認しておく必要がある。むしろ国の権限を何のために移譲する必要があるのかということを考えることの方が大事だ。単に事務権限を移して同じことをやっても意味がない。

従来型の河川管理では限界があることから、それに代わる新たな政策の枠組みを実現していくために、新たなものと既存の事務権限の再パッケージ化のようなものがツールとして必要になる。そこで、国でやるのか、府県のレベルを超える単位へ移譲するのか、府県レベルの移譲で足りるのか、基礎自治体への移譲がいいのかという話になる。その考え方を押さえておく必要があるのではないか。

既存の河川管理計画とは異なるもっと大きなレベルの政策を盛り込めるような基本計画というようなものは良いやり方だと思った。計画の進行管理を通じて政策転換を実行していく。そしてそれを実現していくための既存の事業等の移譲と再パッケージ化のようなことをその計画の議論の中で行う。また、計画を作るプロセスの中で関係者の責任を伴った参加や合意形成ということを試行錯誤でやっていくといったことができる。制度化の一つとして考えられるのではないか。

○新川座長

河川でいうと基本方針は国でがっちり作り上げられているが、本当にそこに盛り込むべき内容について地方が考えられるかということ、これまでの自治体はなかなかそこに組み込まれることはなかった。

しかし、多くの優れたアイデアや実行力や技術力が蓄積されている市民レベルを起点として、水・環境の問題、循環の問題を変えていく大きな力にしていけないといけない。そのようなものにチャンスを広げていくような制度であってこそはじめて意義がある。そのためにはやはり分権型の仕組みをもっと作っていく必要がある。だが、そこで果たしてうまくツールとして働くかどうかについてはまだまだ検討の余地があるところ。

本日は、単純に道州や広域連合で管理すればよいということではなく、むしろ本当に自然環境・生活環境・持続可能な社会というのを考えていく中で、どういう仕組みやどういう河川のあり方というのを考えていけばいいのかということを中心に議論をいただいた。しかし、もう一方では、その中で地域での（具体的には琵琶湖淀川水系などの）新しいガバナンス・計画が必要だということ、しかもそれはローカルなものとの関わりや市民との関わりの中で作られていくようなガバナンスであり、それに基づいた計画、それを実行するような体制づくりというのをどう考えていくのかという問題提起をいただいたものと理解。

地域をトータルに考えることができるようなファシリティーティングができるような仕組みというのをどう考えていくのか、あるいはそこに向かって一歩ずつ向かっていけるようなステップを具体的な実験としてどう試行錯誤していけるのかが大きな課題である。

○山下副座長

府県を超える単位や流域単位での担い手のガバナンスのあり方、計画というツールのつくり方、事務権限の行使の仕方などを、どういう主体であろうとそういうものでなければならないという形で整理していただければいい。それをどのような主体（構造）で受け止めるかという議論はもう少し先の方でよい。

○新川座長

本日はある意味での政策統合ということを考えないといけないというところから主に議論をしていただいた。そのためのシステム・参加・パートナーシップの仕組みというものをどう考えていくかという部分を主に議論を行ったところ。それを支える具体的な堅い制度の話は先の話、そこに至るための方向づけをしていただいたと理解。

※次回会合は4月22日（月）午前を予定

以上